

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	森林総合研究所
契約締結年月日	令和5年4月1日
契約者名	峡北森林組合
契約名	山梨県森林総合研究所八ヶ岳薬用植物園管理運営委託
契約金額（税込）	23,023,000円
随意契約理由	<p>八ヶ岳薬用植物園は試験・研究の場としてだけでなく、薬草や山菜にふれあう場を提供することにより、特用林産物の普及・啓発を図ることを目的としている。</p> <p>このため、委託業者は、植物園に300種以上ある樹木、果樹、薬草、山菜、きのこ等の栽培、増殖、維持等を行う必要があり、そのためには、個々の植物の特性を把握し、圃場で栽培するだけではなく、種子の採取・株分けなどの基本的な管理技術を有していることはもちろんのこと、八ヶ岳南麓という冬季の低温が厳しく比較的雨量の少ないという地域特性に合わせた独特の植栽管理が行える必要がある。</p> <p>また、特用林産物を広く県民に普及・啓発するための事業（年間10件程度）を開催する必要があるため、峡北地域の特用林産物について多くのノウハウを持っていることはもちろんのこと、全県下を対象に事業を開催できる必要がある。</p> <p>峡北森林組合は、森林整備を主な業務としているため、植物の栽培や、種子の採種・株分けなどの基本的な管理技術を十分有しているとともに、北杜市を管轄エリアとしていることから、地域特性を十分に理解した植栽管理を行うことができる。</p> <p>また、峡北森林組合は峡北地区特用林産協会の事務局でもあることから、峡北地域の特用林産物についてのノウハウは豊富であり、山梨県特用林産協会と連携を図ることで全県下を対象に事業を開催することが可能である。</p> <p>現状、県内で本業務の委託要件を満たす団体は、峡北地域唯一の森林組合である峡北森林組合しか存在しない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号